（特定海外事業計画の変更の指示）

第六条　主務大臣は、法第八十五条の五第二項の規定により認定特定海外事業計画の変更を指示するときは、当該変更の指示の内容及びその理由を記載した様式第十四による通知書を当該変更の指示を受ける認定特定海外事業者に対して交付するものとする。

２　主務大臣は、前項の規定による変更の指示をしようとするときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

３　主務大臣は、第一項の規定による変更の指示に際し、国際協力銀行に対し、必要な情報の提供を求めるときは、様式第十五により、その求めを行うものとする。

４　国際協力銀行は、前項の求めを受けたときは、その求めに応じて、主務大臣に対し、様式第十六の書面により、必要な情報を提供するものとする。

（特定海外事業計画の認定の取消し）

第七条　主務大臣は、法第八十五条の五第一項又は第二項の規定により認定特定海外事業計画の認定を取り消すときは、その旨及びその理由を記載した様式第十七による通知書を当該認定が取り消される認定特定海外事業者に対して交付するものとする。

２　主務大臣は、前項の規定による認定の取消しをしようとするときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

３　主務大臣は、第一項の規定による認定の取消しに際し、法第八十五条の五第三項において準用する法第八十五条の三第五項の規定により、国際協力銀行に対し、必要な情報の提供を求めるときは、様式第十八により、その求めを行うものとする。

４　国際協力銀行は、前項の求めを受けたときは、その求めに応じて、主務大臣に対し、様式第十九の書面により、必要な情報を提供するものとする。

５　主務大臣は、認定特定海外事業計画の認定を取り消したときは、様式第二十により、その旨を国際協力銀行に対して通知するものとする。

（定期の報告）

第八条　法第八十五条の六第一項の規定により、報告をしようとする認定特定海外事業者は、認定特定海外事業計画の実施期間の各事業年度における実施状況について、原則として翌事業年度の六月末日までに、様式第二十一の報告書により、主務大臣に報告しなければならない。

（申請等の方法）

第九条　第二条第一項及び第四条第一項の申請書並びに第三条第四項、第四条第七項、第六条第四項及び第七条第四項の書面並びに第五条第二項の届出書並びに第八条の報告書の主務大臣に対する提出は、主務大臣のいずれかの大臣に、正本及びその写し各一通を提出することにより、行うことができる。この場合において、これらの資料は、当該いずれかの大臣が提出を受けた日に他の大臣に報告されたものとみなす。

２　前項の資料（前項の資料に添付すべきこととされる資料を除く。）は、日本語で書かなければならない。ただし、申請者その他の者の氏名又は名称及び住所又は所在地については、ローマ字を用いることができる。

（事業の実施の支障時等の報告）

第十条　認定特定海外事業者は、認定特定海外事業計画に記載された事業の実施に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認めたときは、遅滞なく、主務大臣にその旨を報告しなければならない。

２　前項の報告は、主務大臣のいずれかの大臣に報告することにより、行うことができる。この場合において、当該報告は、当該いずれかの大臣が提出を受けた日に他の大臣に報告されたものとみなす。

附　則

この命令は、令和八年九月十八日から施行する。

様式第一（第２条第１項関係）

特定海外事業計画の認定申請書

年　月　日

内閣総理大臣　名　殿
財　務　大　臣　名　殿

住　所
名　称
代表者の氏名

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第85条の３第１項の規定に基づき、下記の計画について認定を受けたいので申請します。

記

１　名称等

申請者の氏名又は名称	
代表者名（申請者が法人の場合）	
資本金の額又は出資の総額	
常時使用する従業員の数	
法人番号（申請者が法人の場合）	
日本標準産業分類における該当中分類名称並びに該当小分類名称及びその番号	
担当者連絡先（所属、氏名、電話番号、電子メールアドレス等）	

（注）申請者が複数の場合は、申請者ごとに欄を追加して記載。